

報道関係者 各位

平成25年8月21日
【照会先】
職業安定局 派遣・有期労働対策部
需給調整事業課
課長 富田 望
主任中央需給調整事業指導官 鈴木 徹
課長補佐 富永 哲史
(代表電話) 03-5253-1111(内線5325、5323)
(直通電話) 03-3502-5227

大阪労働局 需給調整事業部
需給調整事業第2課
課長 山本 和要
主任需給調整指導官 多田 優
(直通電話) 06-4790-6319

一般労働者派遣事業の許可を取消し

厚生労働省は本日(平成25年8月21日)、株式会社キョウシステムに対し、事業停止命令期間中における大阪労働局及び福井労働局の合同調査の結果、下記「3. 処分理由」の法違反が認められたことから、労働者派遣法()違反により一般労働者派遣事業の許可を取り消すことを通知しました。詳細は下記の通りです。

1. 被処分事業主

- (1)事業主名 株式会社キョウシステム
- (2)代表者氏名 代表取締役 関井圭一
- (3)所在地 大阪市北区梅田二丁目6番20号パシフィックマークス西梅田7階
- (4)許可年月日 平成23年5月1日
- (5)許可番号 般27-301785

なお、同事業主は、平成23年4月30日以前も、以下のとおり厚生労働大臣の許可を得て、一般労働者派遣事業を実施していた。

許可年月日 平成15年4月1日
許可番号 般27-020460
有効期間 平成15年4月1日～平成23年4月30日

2. 処分内容

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第14条第1項の規定により、一般労働者派遣事業の許可を取り消す。

3 . 処分理由

株式会社キヨウシステムは、労働者派遣法違反について、繰り返し是正指導されていたにもかかわらず、複数の事業所において同様の法違反が認められたため、大阪労働局長から全契約の点検及び是正を2度にわたり指示されていたが、2度目の指導中に、なお複数の事業所において法違反が認められたため、平成25年4月25日に改善命令及び事業停止命令を受けたところである。

しかし、本来、事業改善に取り組むべき事業停止期間中にもかかわらず、

第一、株式会社キヨウシステムは福井県内に所在する派遣先に対し労働者派遣を行っていたが、法定の除外事由がないにもかかわらず、平成20年1月1日から平成25年5月16日まで、派遣可能期間を超える労働者派遣を行い、

第二、平成25年5月16日、福井県福井市長本町418パルティール長本2階に所在する株式会社キヨウシステム福井営業所（以下「福井営業所」という。）を大阪労働局職員が立入検査する際、株式会社キヨウシステム代表取締役関井圭一の指示により、同社従業員が、福井営業所に対する当該検査を拒み必要な調査を妨害する

などの法違反が認められた。

かかる行為は、本来、事業改善に専念すべき事業停止期間にあって、あるまじき行為であり、もって、労働者派遣法第14条第1項第2号の取消事由に該当することとなったため。

労働者派遣法の関係条文は別添をご参照ください。

(別添)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(抄)

(許可の取消し等)

第十四条 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

一 (略)

二 この法律(第二十三条第三項、第二十三条の二及び次章第四節の規定を除く。)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三~四 (略)

2 (略)

(労働者派遣の期間)

第三十五条の二 派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行つてはならない。

2 (略)

(立入検査)

第五十一条 厚生労働大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2~3 (略)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 ~五 (略)

六 第五十一条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者